

# 意見書

平成 25 年 2 月 20 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門 2 - 1 0 - 1

氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう

代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先 企画部

mail :

TEL

FAX

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 25 年 1 月 30 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

この度は、「実際費用方式に基づく平成25年度の接続料等の改定」に関し、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

以下の項目について、当社の考えを申し述べます。

## 1. 接続料

### ■ドライカップ、ラインシェアリングの接続料の算定について

平成24年11月より、メタル回線のコストの在り方に関する検討会（以下、メタル検討会）において、「メタルケーブルの未利用芯線コストの扱い」「メタル回線に係る耐用年数」「施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線への配賦方法」「回線管理運営費の扱い」が議論されており、検討の結果、平成26年度以降の接続料にコストの適正化が反映される見込みですが、本申請案の平成25年度接続料においてドライカップ、ラインシェアリングともに昨年度に比べ大幅に急激な上昇をしており、経営に多大な影響を与える程の接続料水準になっております。

#### 【平成25年度接続料】

年度		H24	H25	差額	増減率
NTT 東	ラインシェアリング	88 円 (MDF:38 円)	97 円 (MDF:40 円)	9 円	10.2%
	ドライカップ	1,298 円	1,371 円	73 円	5.6%
NTT 西	ラインシェアリング	89 円 (MDF:34 円)	96 円 (MDF:35 円)	7 円	7.9%
	ドライカップ	1,354 円	1,391 円	37 円	2.7%

※回線管理運営費含む

移行期における平成25年度接続料におきましても、競争環境の維持及び利用者利便を確保する観点から、メタル回線に係る接続料の急激な上昇を抑制する措置を講じていただきたく、以下、具体的にご提案いたします。

#### ① 災害特別損失の扱いについて

平成24年度接続料に引き続き、平成25年度においても接続料規則第3条に則り原価算入の特別な許可申請がなされていますが、本申請案におけるドライカップ、ラインシェアリングの接続料は大幅に上昇しており、災害特別損失（以下、特損）の原価算入による影響が特に大きいことから、ドライカップ、MDFに関しては、単年度ではなく、複数年度（平成25年度と平成26年度接続料の2年間）に分割した原価算入として、急激な接続料の上昇を抑制する措置を講じていただきたいと考えます。

また、平成24年度も特損が発生していることから、平成26年度接続料についても接続料水準の注視が必要と考えます。

### <特損内容に対する精査>

接続料原価へ算入される費用額としては、平成24年度、平成25年度ともに100億円を超える額となっており、ドライカップ等の接続料水準に特に大きな影響を与えているところです。現状でも総務省殿によって接続事業者が本来負担するに相応な内容や範囲であることの確認は行われているものと理解していますが、詳細な情報公開のもと、接続事業者がその適正性を自ら確認できる取り組みもあって然るべきと考えます。

### ② 調整額について

本申請案では、NTT西殿のドライカップもNTT東殿と同様に1,400円に近づく接続料水準へ上昇しております。ラインシェアリングにおいても、NTT東西殿ともに100円に近づく接続料水準となっており、調整額が上昇の要因となっていることから、ドライカップ、MDFに関しては、調整額についても、接続料規則第8条第2項第2号の規定を根拠として、特損と同様に単年度ではなく、複数年度（平成25年度と平成26年度接続料の2年間）に分割した原価算入として、急激な接続料の上昇を抑制する措置を講じていただきたいと考えます。

### ③ 調整額制度の見直しについて

本申請案では、中継DFが最も顕著な例ですが、調整額の算入により予測不能な料金水準となったものがあります。これでは、接続事業者からは予見性が確保できないため、調整額による接続料の急激な変動を抑制する仕組みについても、平成26年度接続料算定に間に合うようスケジュールを確保し検討する必要があると考えます。

この調整額制度の見直しについては、NTT東西殿と接続事業者双方にメリットがあるものと考えますし、具体的には、複数年で調整額もしくは収支を把握する方法や、変動の閾値を一定程度設定する方法などが考えられます。

### ■MDFについて

MDFについても上昇傾向にあり、ラインシェアリングの接続料上昇の要因となっております。メタル検討会にて、コスト適正化が検討されておりますが、MDFは配賦基準の見直し等では未検討となっており、現状ではコスト適正化の成果を享受できないことから、審議会の場において、ドライカップの見直しと連動して、施設保全費・減価償却費の配賦基準の検証や見直しを行うことで、平成26年度接続料算定に向けて急激な接続料の上昇を抑制する措置を検討していただきたいと考えます。

### <メタル主配線盤>

	現行の配賦基準
施設保全費	・線路設備の保守に直接係わるもの：芯線長比 ・上記以外のもの：上記支出額比
減価償却費	・線路設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの：正味資産額比

## ■回線管理運営費について

本申請案の回線管理運営費は、NTT西殿のラインシェアリング以外を除き、前年度より大幅に上昇しております。近年はメタル回線の需要減少だけでなく、システム開発費用の算入も強く影響しており、回線管理運営費の接続料水準は上昇傾向にあります。

特に、光ファイバ開通申込受付システムにおいては、平成24年度以降も新たなシステム開発が多く予定されており、平成26年度の回線管理運営費は更に上昇するものと思われます。

### 【回線管理運営費の推移】

H22年度システム開発費用算入

年度		H22	H23	H24	H25	前年度 差額	前年度 増減率
NTT 東	ラインシェアリング	38 円	42 円	50 円	57 円	7 円	14%
	ドライカップ・光ファイバ・PHS	41 円	42 円	51 円	57 円	6 円	11.7%
NTT 西	ラインシェアリング	50 円	46 円	55 円	61 円	6 円	10.9%
	ドライカップ・光ファイバ・PHS	58 円	60 円	60 円	59 円	▲1 円	▲1.6%

回線管理運営費の原価の費用別内訳は、主に変動部分（SOに連動）と固定部分（システム開発費等）に分けられますが、各々のコスト低廉化、最適化を図り、接続事業者への負担を抑止するような施策の検討が必要と考えます。

以下、具体的にご提案いたします。

### ① 変動部分（SOに連動）について

ドライカップ、ラインシェアリングのコストは削減傾向にあるものの、需要減少に見合ったコスト削減に至らず、接続料の上昇要因となっています。NTT東西殿のコスト効率化を行うインセンティブを働かせるためにも、プライスキップ等の基準値（例：ラインシェアリング 60 円等）を設定し、超えた場合は、申込受付稼働を見直すなどの施策を検討する必要があると考えます。

### ② 固定部分（システム開発費等）について

平成24年5月から、新たな取り組みとして、NTT東西殿主催による接続事業者向けの「システム改修意見交換会」の定期的な開催が実施されており、システム改修の必要性・費用対効果をご説明いただく場が設置されたことは大変意義があるものと考えます。

しかしながら、システム開発費用が高コストであり、開発費用確定に至る経緯や費用対効果が不透明であるため、接続事業者が負担するコストであることから、開発費用の適正性及び妥当性を検証する必要があり、透明性を担保する観点からも意見交換会の場にて説明が必要と考えます。

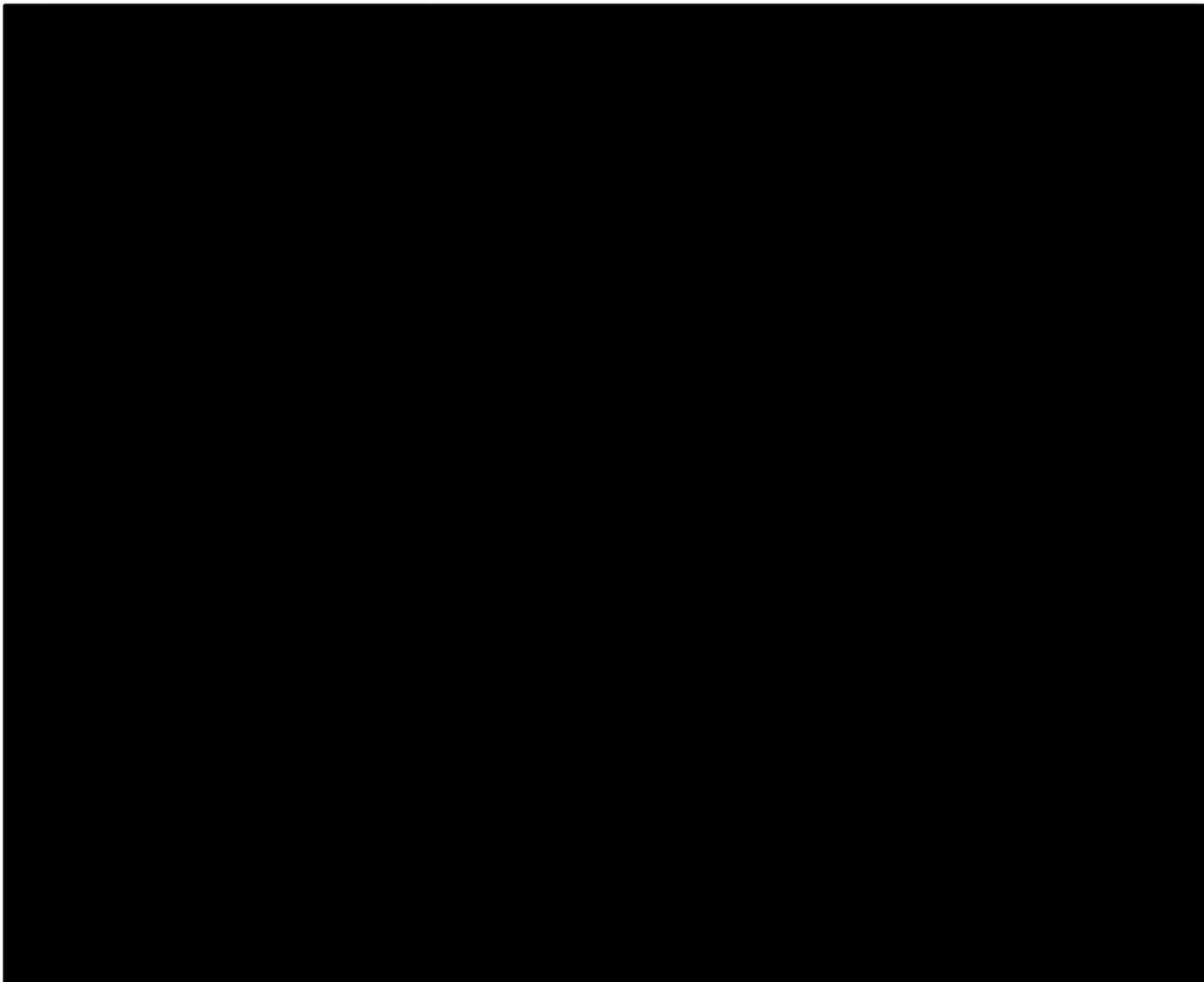
また、現在は光ファイバに関するシステム開発が主になっており、結果的にシステム導入を希望しない、並びにシステム導入の恩恵を受けないDSLサービスの接続事業者が負担している構造になっております。

光ファイバは、今後も需要増加が見込まれており、長期的にみてコスト回収可能である環境のため、回線管理運営費のコスト負担を共有しているDSLサービスの接続事業者に配慮し、以下のような措置を検討していただきたいと考えます。

<提案内容>

- ・光ファイバ開通申込受付システムの開発費用は、償却期間を10年等に延長する
- ・意見交換会にて、利用事業者が要望した改修案件については、機能別の配賦とする
- ・意見交換会にて、利用事業者はシステム改修の必要性、費用対効果を確認できる機会が設けられたため、平成25年度以降に導入されるシステム開発費用から機能別の配賦とする

【システム改修予定/開発概算額】※総務省殿限り



## 2.その他

### ■効率的な設備集約にむけた更なる取り組みの必要性

NTT東西殿のGC局にコロケーションしているADSL設備の集約化を進めるにあたり、撤去対象設備における現用回線のポート移設を実施したにも拘らず、工事実施時に対象設備にジャンパ線が残っており（以下、残ジャンパ）撤去出来ない事例が多発しております。

この場合、接続事業者の設備撤去が遅れた間のコロケーション費用や、再工事費用を接続事業者にて負担することになり、コスト効率化を進める上で障壁となっております。

残ジャンパの要因は、解除時のNTT東西殿の撤去漏れが大半を占めておりますので、NTT東西殿には、本事象が根本的に発生しないように早急に運用を改善していただく必要があると考えます。

以上